

# 掛川市健康医療基本条例



掛川市議会

## 掛川市健康医療基本条例

掛川市は、報徳の精神と生涯学習の理念が息づくまちとして、平成 25 年 4 月に市民自治によるまちづくりの最高規範である掛川市自治基本条例を施行し、協働のまちづくりを進めている。

このような背景の中、中東遠地域の基幹病院設立に向け、市民、行政及び議会が協働し、たゆまぬ努力を重ねた結果、平成 25 年 5 月に全国初の自治体病院の統合を果たし、地域医療の再生モデルともいえる中東遠総合医療センターが誕生した。

そして現在、在宅医療、在宅介護、生活支援及び予防支援の地域拠点となる地域健康医療支援センター「ふくしあ」並びに健康医療の中核ゾーン「希望の丘」を整備し、医師会、歯科医師会及び薬剤師会その他関係機関と連携した地域包括支援体制を推進している。

市民が安心して暮らすために、この取り組みを更に強化し、将来に渡って発展させていくことが、未来を担う子どもたちへの責任を果たすことにつながるものと確信している。

今後、更に進展する高齢化において、楽しく充実した人生を送るためには、市民一人一人が健康づくりに取り組み、早期治療、早期回復に心掛け、延命治療や終末期医療、尊厳ある人生の最期についてもよく考え、個人の意思が尊重される環境を整えることが大切である。

このような認識の下、市民と医療機関、行政その他関係機関が協働し、安心して保健医療サービスを受けることができる地域完結型の医療体制を確立するとともに、健康な生活と長寿を享受する健康長寿社会を形成するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、健康長寿及び地域医療に関する基本理念を定め、市民及び医療機関の役割と市の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、健康と医療に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、健康長寿社会の形成と地域医療体制の確立を図ることを目的とする。

【解説】

この条例の目的を定めたものです。

この条例では、掛川市民（子供からお年寄りまで）が最期まで健康で、できるだけ住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、市民、医療機関の役割と市の責務を明確化しました。

また、市が行う施策の基本事項を第7条で定め、健康と医療に関する施策を総合的に推進して、健康長寿社会の形成と地域医療体制の確立を図ることを目指しています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 健康長寿 市民が健康な生活及び長寿を享受することをいう。
- (2) 地域医療 市民と医療機関、行政、企業その他関係機関が連携して行う総合的な医療をいう。
- (3) 健康増進 市民がよりよい健康状態を目指すことをいう。
- (4) 健康寿命 日常的に介護を必要とせず、自立した生活を送ることができる期間をいう。

【解説】

この条例において使用する用語の定義を定めたものです。

表現が曖昧でわかりにくい用語について、掛川市としての用語の意義を定義しました。

地域医療は、疾病の予防や治療、退院後の在宅における医療、療養、介護、育児支援など、幅広い分野を市民と医療機関、行政、企業その他関係機関が連携して行う総合的な医療と定義しました。

(基本理念)

第3条 健康長寿は、市民自らが行う健康管理及び健康増進のための努力を基礎とし、医療、保健、福祉及び介護の密接な連携の下に推進されなければならない。

2 地域医療は、地域全体で推進しなければならない。

【解説】

健康で長生きするためには、市民自らが健康に対する正しい知識を持ち、食生活や運動、社会活動への参加、ストレス発散など、生活習慣を整え保つ努力が必要です。

超高齢社会を迎え、基幹病院、療養型病院、診療所、介護施設、在宅などを一つの医療機関と考え、目的や状態に合わせた受診や、適正な相互の連携を行う地域医療を推進し、市民、医療機関及び市が一体となり、思いやりの気持ちを持って自らの役割や責務を果たしながら、協働して推し進めていかななくてはなりません。

このため、第1条で掲げた目的達成のための理念を定め、市民が健康な生活及び長寿を享受するためには、医療、保健、福祉及び介護の密接な連携の下に推進することを規定しています。

また、地域医療は地域全体で支え合い、協働して取り組んでいくことを基本理念としました。

(市民の役割)

第4条 市民は、自らの健康長寿を実現するため、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、健康診査を積極的に受診するとともに、良好な生活習慣及び食生活に留意し、自己の健康管理に努めるものとする。

2 市民は、日頃から運動に親しむとともに社会参加を心掛けて健康寿命を延ばすように努めるものとする。

3 市民は、地域の医療提供体制を支える一員であることを認識し、健全な地域医療を育むため、次に掲げる事項に取り組むものとする。

(1) かかりつけ医及びかかりつけ薬局を持つよう努めること。

(2) 診療時間内に受診するよう努めること。

(3) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療の担い手に対し、信頼と感謝の気持ちをもつこと。

- 4 市民は、自らが望む人生の最終段階における医療や過ごし方を書き記すとともに、近親者と意思疎通に努めるものとする。

【解説】

第1項では、市民一人ひとりが主役であるため、健康診査を積極的に受診し、病気の早期発見に努めることが、早期治療、早期回復につながります。また、良好な生活習慣及び食生活に留意し、自己の健康管理に努めることが、個人の幸せ、家族の幸せ、そして地域の幸せにつながるため、基本的なことを明文化しました。

第2項では、日頃から運動に親しむことや社会参加することが、健康を維持し、いきいきと暮らすことができるよう明文化しました。

第3項では、地域の医療提供体制を支える一員であることを認識することで、健全な地域医療を育むことにつながるため、3つの基本的な取組例を示しました。

第4項では、エンディングノート等を用いて、自らが望む人生の最終段階における医療や過ごし方をよく考え、書き記し、そして近親者と日頃から意思疎通に努めることを規定し、個人の意思が尊重される環境を整えていきます。

これは、「人間の尊厳を保ちながら命を全うすること」の究極の生涯学習を進め、いつまでもいきいきと元気で暮らし、寝込んだら住み慣れた我が家で家族、友達やペットに看取られながら最期を迎えることを実践するために規定しました。

(医療機関の役割)

第5条 医療機関は、基本理念に基づき、良質かつ適切な医療を行うため、次に掲げる事項に取り組むものとする。

- (1) 患者に対して医療に関するわかりやすい説明を行い、信頼関係の構築に努めること。
- (2) かかりつけ医を中心とした医療体制を推進し、在宅医療の充実に努めること。
- (3) 医療機関相互の機能の分担及び業務の連携を強化し、地域医療の充実に努めること。
- (4) 市が実施する健康長寿及び地域医療に関する施策に協力するよう努めること。

**【解説】**

これまで、医療機関が取り組んできた基本的なことも明文化し、更により良いものにしていくため、4つの項目を定めています。

超高齢社会においても、市民の健康を支え続け、持続可能な地域完結型の地域医療体制を目指していくため、かかりつけ医を中心とした医療体制を推進し、在宅医療の充実を図ることで、医療機関相互の機能の分担及び業務の連携を更に強化し、地域医療の充実に努めることを規定しました。

また、医療機関の協力が必要不可欠であるため、市が実施する各種事業に協力していただくよう規定しました。

(市の責務)

第6条 市は、基本理念に基づき、市民の健康長寿を推進するための施策及び健康増進に関する施策を総合的かつ効果的に実施しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市は、市民に対して良質かつ適切な医療が提供される体制を確保するため、地域医療に関する施策を推進しなければならない。

**【解説】**

市は、市民の役割が果たされるよう、関係機関等と連携して市民の健康長寿や健康増進に関する施策を総合的かつ効果的に実施することを義務付け、市民の健康を支えていくために規定しました。

また、地域医療に関する施策を推進することを義務付け、市民の健康長寿を実現させるとともに、良質かつ適切な医療が提供される体制を確保し、超高齢社会においても持続可能な地域完結型の地域医療の体制を目指していくものです。

(基本的施策の実施)

第7条 市は、健康長寿及び地域医療を推進するため、次に掲げる施策を実施するものとする。

(1) 地域健康医療支援センター「ふくしあ」を拠点とした地域の包括的な支援及び地域医療体制の推進に努めること。

- (2) 他の行政機関、医療関係団体等との連携を図り、医療従事者の確保及び地域医療推進施策の実施に努めること。
- (3) 健康長寿及び地域医療に関する教育、啓発及び広報広聴活動の充実に努めること。

**【解説】**

本条では、3つの基本的な施策の実施を義務付けています。

地域健康医療支援センター「ふくしあ」を拠点とした地域の包括的な支援及び地域医療体制の推進に努めることで、在宅医療、在宅介護を充実させ、総合的な支援に努めることや、他の行政機関、医療関係団体等との連携を図り、医療従事者の確保と地域医療を推進するための施策の実施に努めることを定めています。

また、健康長寿及び地域医療に関する各種講座の開催や適切な情報を提供することで、市民が地域の医療提供体制を支える一員であることを認識し、健全な地域医療を育むことにつながっていくため、健康長寿及び地域医療に関する教育、啓発及び広報広聴活動の充実に努めることを規定しています。

(財政上の措置)

第8条 市は、健康長寿及び地域医療に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

**【解説】**

本条では、必要な財政上の措置について定めています。